

労働者派遣制度の改正に関する報告書（労働政策審議会建議（平成26年1月29日））のポイント

資料2-1

登録型派遣・製造業務派遣

- 雇用が不安定になることを防ぐため、雇用安定措置等を講ずる。

特定労働者派遣事業

- 特定・一般の区別を撤廃し、すべての労働者派遣事業を許可制とする。
※小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置 ※現在の特定派遣事業(届出制)の許可制への移行に際しての経過措置

期間制限

考え方:派遣労働の雇用と使用が分離した形態であることによる弊害の防止が適当。派遣労働は臨時的・一時的な働き方と位置付けることを原則とし、派遣先での利用も臨時的・一時的なものに限ることを原則として、26業務及び業務単位での期間制限は分かりにくいこと等から撤廃し、次の(1)～(3)により構成する制度とする(常用代替防止は基本的に維持)。

(1) 個人単位の期間制限

※現に行われている26業務への派遣について、新制度への移行に際して経過措置

- 派遣先の同一の組織単位*1における同一の派遣労働者の継続した受入は3年を上限とする。(違反の場合は労働契約申込みみなし制度の適用)
- 派遣元は上限に達する派遣労働者に対し雇用安定措置*2を講ずる。

(2) 派遣先単位の期間制限

- 派遣先の同一の事業所における継続した派遣労働者の受入は3年を上限とし、受入開始から3年を経過する時まで、過半数労働組合(ない場合は過半数代表者)から意見を聴取した場合には、さらに3年間延長可とする。その後さらに3年が経過したときも同様とする。(意見聴取せずに入受を継続した場合は、労働契約申込みみなし制度の適用)
- 派遣先は過半数組合等が反対意見を表明した場合に対応方針等を説明するものとする等、適正な意見聴取のための手続を定める。

(3) 上記(1)・(2)の例外

- 無期雇用の派遣労働者※ ○ 60歳以上の高齢者 ○ 日数限定業務、有期プロジェクト業務、育休代替業務 等
※派遣元は無期雇用の派遣労働者を派遣契約の終了のみをもって解雇してはならないことを指針に規定するとともに、許可基準にも記載。

派遣先の責任

- 派遣先の使用者性に関する裁判例等の周知 ○ 派遣先が処理すべき苦情の内容としてセクハラ等を例示 等

派遣労働者の処遇

(1) 均衡待遇の推進

- 派遣先に対し、同種の業務に従事する労働者の賃金の情報提供、教育訓練、福利厚生施設に関する配慮義務 等
- 派遣元に対し、派遣労働者の均衡待遇の確保の際に配慮した内容の説明義務

(2) 労働・社会保険の適用促進

- 派遣元に対し、加入資格の有無の明示、派遣先に対する派遣労働者の被保険者証の写しの提示等を義務付け

キャリアアップ

- 派遣元に対し、計画的な教育訓練、キャリア・コンサルティングを義務付け ○ 紹介予定派遣、正社員化の推進
- 許可要件に「キャリア支援制度を有する」を追加 ○ 派遣先に派遣労働者の能力に関する情報提供の努力義務

平成24年改正法

- 施行状況の情報蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き検討
- 日雇派遣の原則禁止について、雇用機会の拡大等の観点に留意しつつ、法改正を行わず実施できる見直しを検討

その他

- 無許可事業者への行政上の措置を強化 ○ 優良な派遣元事業主の推奨
- 初回の許可更新の際、派遣元が許可基準を満たしていることを労政審に報告
- 平成27年4月1日施行 等

今後の労働者派遣制度の在り方に関する検討状況

背景と状況

- 労働者派遣制度については、平成24年3月に成立した改正労働者派遣法の国会審議において、登録型派遣・製造業務派遣・特定労働者派遣事業の在り方や派遣期間について、検討・議論を開始すべき旨の附帯決議が付されている。
- また、この附帯決議では、改正法施行後1年(平成25年10月)を目途として論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始することとされている。
- 平成24年10月より、学識経験者からなる研究会を開催し、労働者派遣制度の今後の在り方について、法的・制度的な観点から専門的な検討を行い、平成25年8月20日に報告書を取りまとめた。
- その後、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において検討が行われ、平成26年1月29日に報告書がとりまとめられた。(同日、厚生労働大臣に建議)

労働力需給制度部会 委員等

(公益代表)

- 鎌田 耕一 東洋大学法学部教授
- 柴田 裕子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング
株式会社革新創造センター部長
- 橋本 陽子 学習院大学法学部教授

(労働者代表)

- 石黒 生子 U A ゼンセン副書記長
- 清水 謙一 全国建設労働組合総連合書記次長
- 新谷 信幸 日本労働組合総連合会総合労働局長

(使用者代表)

- 秋山 桂子 山陽印刷株式会社代表取締役社長
- 小林 信 全国中小企業団体中央会労働政策部長
- 高橋 弘行 一般社団法人日本経済団体連合会
労働政策本部長

(専門委員)

- 阿部 正浩 中央大学経済学部教授
- 竹内 (奥野) 寿 早稲田大学法学学術院准教授

(オブザーバー)

- 春木 幸裕 情報産業労働組合連合会書記長
- 宮本 礼一 J A M 書記長

(オブザーバー)

- 青木 秀登 ランスタッド株式会社執行役員
- 大原 博 株式会社ビッグアビリティ代表取締役社長

○ = 部会長

労働力需給制度部会 開催状況

第1回（平成25年8月30日）

＜議題＞ 「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会報告書」の説明 等

第2回（平成25年9月17日）

＜議題＞ 労働者派遣制度の現状について 等

第3回（平成25年9月27日）

＜議題＞ 登録型派遣・製造業務派遣の在り方について、特定労働者派遣事業の在り方について

第4回（平成25年10月10日）

＜議題＞ 派遣期間制限の在り方について

第5回（平成25年10月25日）

＜議題＞ 派遣先の責任の在り方について、派遣労働者の待遇について、派遣労働者のキャリアアップ措置について

第6回（平成25年11月7日）

＜議題＞ 平成24年改正法について、特定を目的とする行為について、指導監督の在り方について 等

第7回（平成25年11月14日）

＜議題＞ これまでの議論の整理

第8回（平成25年11月28日）

＜議題＞ 期間制限、均等・均衡待遇、キャリアアップ措置の叩き台について

第9回（平成25年12月4日）

＜議題＞ 期間制限、均等・均衡待遇、キャリアアップ措置の叩き台について 等

第10回（平成25年12月12日）

＜議題＞ 報告書骨子案(公益委員案)

第11回（平成25年12月25日）

＜議題＞ 報告書骨子案(公益委員案)

第12回（平成26年1月17日）

＜議題＞ 報告書案

第13回（平成26年1月29日）

＜議題＞ 報告書とりまとめ(建議)